

〔出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組〕

組織体制の見直し

- ・「えひめ中小企業応援ファンド」事業の本格実施など、当法人が事業主体となる事業が増加したことなどから、平成20年度から県派遣職員（県次長級）を財団の常務理事として置くとともに、産業振興課、産学官連携推進課、企業立地推進課の3課を新設するなど組織を大幅に見直しているが、引き続き業務内容の見直しに応じた効率的な組織体制づくりを進める必要がある。

経営基盤の充実・強化

- ・これまで提言している「県の財政的支援に左右されない自律的な経営基盤の強化」について、平成20年度も国等の競争的資金について積極的に応募するとともに、案件のブラッシュアップを行った結果、8件確保（目標2件、前年度実績7件）し、事業の充実を図っている。県からの補助金、委託料が年々削減される中、こうした国等の外部資金の導入や管理費等の抑制により、平成20年度当期正味財産増減額は13,188千円の増加となっている。
- ・平成19年度に中小企業基盤整備機構のファンド事業を活用し、当法人に「えひめ地域密着型ビジネス創出ファンド」を創設、平成20年度中には更に第2期分として60億円を追加造成し、ファンド総額100億円の運用益で創業や技術開発等の支援を実施しているが、平成21年度は、さらに「えひめ農商工連携ファンド」を創設（25億円）し、農林漁業者と中小企業者の連携を支援することとしている。
- ・今後とも積極的な事業展開に取り組むとともに、自主財源の確保に努め、県の財政支援に大きく左右されない自律的な経営基盤の充実・強化を図っていただきたい。
- ・指定管理者となっているテクノプラザ愛媛及び愛媛県産業情報センターの運営については、20年度実績をみると、利用者数はテクノプラザ愛媛が31,321人（前年度比2.2%増）、産業情報センターが2,062人（前年度比18.8%増）といずれも増加しているものの、利用料金収入は、テクノプラザ愛媛が20,261千円（前年度比22.0%減）、産業情報センターが2,815千円（前年度比35.1%減）と大幅に減少している。これは、収入の大部分を占めるインキュベート・ルームの期間満了による退去が重なったことが大きな要因であるが、安価な賃料や中小企業支援機関の拠点としてワンストップで経営サポートが受けられること、愛媛県産業技術研究所に隣接していることなど、当施設のメリットを十分に周知、アピールし、入居率の向上に努めていただきたい。
- ・なお、設備資金貸付、設備貸与事業及び機械類貸与事業の未収金は、平成20年度末で276,643千円（前年度比9,689千円増）と増加している。1次評価にあるとおり、経営基盤の弱い企業に対しては企業訪問を強化するなどして、未収債権の発生防止に努めるとともに、未収金残高や回収額の目標を設定するなど、引き続き公的融資制度としての役割を踏まえつつ、未収債権発生防止と回収増に一層努めていただきたい。

役職員数及び給与制度の見直し

- ・平成20年度以降、当法人の事業の拡充に併せ、財団内部の組織体制の大幅な見直しを実施しているが、今後とも見直しの際には、事業内容等を踏まえた職員配置となるよう努めていただきたい。

〔県の関与の適正化に向けた取組〕

財政的関与の見直し

- ・県の財政的支援が減少している中、中小企業支援事業については、国の地域力連携拠点事業を活用し、県及び当財団が他の県内支援機関や金融機関等とともにえひめビジネスサポートネットワーク（通称：チームえびす）を結成し、本県独自の一体的な支援に努めていることは評価できる。今後とも、1次評価にあるとおり、他の支援機関との連携・補完により、支援機能の強化、高度化を実現するよう努めていただきたい。
- 併せて、成果重視の観点から、これまでの2次評価でも提言したとおり、引き続き県と当法人とが連携して事業を検証・評価し、事業者のニーズに適応した事業を実施するよう努めていただきたい。

人的関与の見直し

- ・「組織体制の見直し」にもあるように、新たに当法人が事業主体となる事業が増加したことなどから、平成20年度には、県派遣役職員が4名増員され9名、県兼務職員についても3名増員され12名になったが、平成21年度には更に県兼務職員が1名増員され13名となっている。（県派遣職員は9名で昨年度から増減なし）
- ・なお、平成21年度には、更に「えひめ農商工連携ファンド」が創設されるなど、引き続き事業拡大が予定されており、財団の担う事業がより一層増加することが見込まれている。国のファンド事業の実施期間が期限付き（10年間）のものであることなどから、事業の増加に対応したプロパー職員の増員は難しいということは理解するが、当法人の自律的な運営を進めるためには、県職員派遣は必要最小限度に留め、プロパー職員の育成・モチベーション維持向上にも配慮する必要がある。

【公益法人制度改革への対応】

- ・公益法人制度改革への対応については、公益財団法人へ移行する方向であり、移行時期も含めて検討を行っているところであるが、早期の移行が図られるよう取組みを進めていただきたい。
- ・なお、現行の理事、監事については、市町長等の公職にある者や全県的な経済団体の代表者等が就任しているが、新たな公益法人制度においては、法人における自己統治の確保の観点から、理事会、評議員会において、代理人出席や書面による議決権の行使ができなくなることを踏まえ、新たな制度下における理事等役員の人選には十分留意する必要がある。また、公益財団法人となる場合、当法人は負債額の基準（50億円以上）により、会計監査人設置が義務付けられることから（H20年度末負債額：約126億円）その選任についても検討を始めておく必要がある。

〔総合的評価〕

- ・国補助事業など、外部資金の積極的な導入を図り、自主財源の確保等に努めている点は評価できることから、今後とも自律的・安定的な経営基盤の確立に取り組むこと。
- ・当法人が事業主体となる事業の増加に伴い、県派遣職員が増員されてきているが、当法人の自律的な運営を進めるためにもプロパー職員の育成等にも十分配慮すること。